



11月9日は

「119番の日」

泉州南広域消防本部では、管轄する市町（泉佐野市・泉南市・阪南市・熊取町・田尻町・岬町）から通報した全ての119番を消防本部4階の消防指令センター（りんくう往来北1番地20号）で24時間365日受付しています。

「119番の正しい利用を」

119番は火災（消防車を呼ぶ時）、救急（救急車を呼ぶ時）、救助（レスキュー隊を呼ぶ時）の場合に消防機関へ要請する大切な番号です。問い合わせ（病院照会など）は消防本部の代表番号（☎469・0119）を利用してください。

「#7119 救急安心センター」

「おおさか」

「病院に行ったらいいの?」「救急車を呼んだ方がいいの?」「応急手当の仕方が分からない?」「迷った時は「救急安心センターおおさか」で病院案内や救急医療相談が24時間

365日受けられます。

※つながらない場合は（☎06・6582・7119）を利用してください。

「災害などの問い合わせは」

火災などの災害情報は音声自動応対サービス（☎463・0009）を利用してください。

「スマホ（携帯）と固定電話では固定電話を」

固定電話には契約時、住所情報が発生するため、119番通報で人命にかかわる場合に限り、電話会社から住所情報を瞬時に確認することができると仕組みになっています。スマホ（携帯）でも、おおよその位置情報を取得できませんが、誤差があるため、お手元にスマホ（携帯）と固定電話の両方がある場合は、ぜひ、固定電話からの119番通報をお願いします。

問合先 泉州南広域消防本部
警防部 指揮司令課（☎469・0119 Fax 464・1990）



秋の全国火災予防運動

「おうち時間」

家族で点検

火の始末

（全国統一防火標語）

11月9日（火）～15日（月）までの一週間、秋の全国火災予防運動が実施されます。この運動は、住民のみなさんに、防火防災に関する意識や行動力を高めていただくことにより、火災の発生を防ぎ、万一発生した場合にも被害を最小限にとどめ、火災から尊い命と貴重な財産を守ることが目的にしています。消防本部では期間中、事業所への立入検査や防火広報を行いますので、安全で火災のないまちづくりにご協力をお願いします。

「住宅防火いのちを守る 10のポイント」

◆4つの習慣

- 寝たばこは絶対やめる
- ストーブは燃えやすいものから離れた位置で使用する
- ガスコンロなどのそばを離れるときは必ず火を消す
- コンセントは、ほこりを清掃し、不必要なプラグは抜く
- ◆6つの対策
- ストーブやコンロなどは、安全装置の付いた機器を使用する

- 住宅用火災警報器は定期的に点検し、10年を目安に交換する
- 寝具、衣類およびカーテンからの火災を防ぐために、防災品を使用する
- 火災を小さいうちに消すために住宅用消火器などを設置し、使い方を確認する
- お年寄りや身体の不自由な人を守るために、避難経路と避難方法を常に確保する
- 防火防災訓練への参加や戸別訪問などにより、地域ぐるみの防火対策を行う

問合先 泉州南広域消防本部
警防部 予防課（☎469・0886 Fax 460・2119）
※住宅用火災警報器のアンケート調査にご協力ください。



▲アンケートQRコード



かんくうNEWS

問合先 関西国際空港案内（☎455-2500）
ホームページ <https://www.kansai-airport.or.jp/>

■そらやんがLINE

クリエイターズスタンプに登場!

LINEクリエイターズスタンプでは、関西エアポートグループ公式キャラクター「そらやん」を初めて起用した『お空を飛ぶ日を夢見る「そらやん」スタンプ』を発売しています。32種類のスタンプには、あいさつや日常会話など普段使いにぴったりの内容から、「大好きやん」「おつかれさまやん」など、そらやんに言われると思わずほっこりしてしまうような内容まで、幅広く展開しています。

以前の関西国際空港キャラクター「カンクン」が登場するコラボスタンプにも注目です。LINE公式アカウント内「スタンプショップ」検索画面にて「sorayan」と検索のうえ、そらやんと一緒にLINEでのトークをお楽しみください。



▲そらやんLINE QRコード



11月は
エコドライブ推進月間

行楽シーズンであり自動車に乗る機会が多くなる11月をきっかけに、みなさんも環境負荷の軽減に配慮した、地球と財布に優しい「エコドライブを始めましょう」。

問合せ 府環境保全課 (☎06・6210・9586)



廃棄物の野積み、
不法投棄は犯罪です！
土地等を管理している人へ

11月は大阪府産業廃棄物不適正処理防止推進強化月間です。

土地の所有者・管理者が土地の管理を適切に行っていないか、たり、安易に土地を貸した結果、廃棄物が不法投棄されたり、埋め立てられたりして、周りの生活環境にも支障を及ぼすことがあります。

このような場合、土地所有者

などが多額の費用を負担して撤去しなければならなくなるようなケースもあります。このような事態にならないよう、土地の状況を定期的に監視するなど、管理を徹底しましょう。

また、土地を他人に貸す時は使用用途を十分確認し、書面で契約を結ぶようにしましょう。

問合せ 府環境指導課 (☎439・3601 Fax 439・3810)



家庭から出るごみを減らすには

家庭から出る可燃ごみの量を減らすには、資源化できるもの、日に出して頂くこと、生ごみなどはできるかぎり水気を切って出して頂くということが有効です。

それぞれの家庭ではわずかな

差でも、市全体では大きな減量化につながりますので、ご理解ご協力をお願いします。

問合せ 環境衛生課

市立

小・中学校通学区制度

弾力的運用

教育委員会では、児童生徒の通学の負担を軽減することを目的に、通学区を弾力的に運用しています。

次のすべての条件を満たせば本来定められている以外の隣接する通学区の小・中学校への就学を許可される場合があります。(児童生徒の通学に対する負担の面などから総合的に判断します。)

条件

- 新入学児童生徒であること
- 希望校が「受入可能校」である場合で、受入予定人数内であること
- 来年度入学予定児童生徒の受入予定人数は各校30人以内とし、それを超える場合は抽選

● 指定校(変更可能校)より希望校(受入可能校)が明らかに近距離であること

なお、来年度対象となる小・中学校は次のとおりです。

変更可能校	受入可能校
第一	末広
第二	末広
日新	長坂
北中	長坂
長南	末広
佐野台	長坂
中央	末広

※変更可能校、受入可能校は毎年度教育委員会で決定します。
申請・問合せ 11月12日(金)までに学校教育課へ

就学援助制度

(新入学準備金)

小・中学校での学習に必要な費用の保護者負担を軽減するため、その一部を援助する就学援助制度を実施しています。

就学援助費のうち「新入学用品費」について、入学前の3月に早期支給します。

支給額

- 小学校：51,060円
- 中学校：60,000円

対象

- 令和4年度市立の小・中学校に入学予定児童生徒の保護者
- 世帯の総所得が、市で定める認定基準以下の人
- 令和4年2月1日時点で、市内に在住の人

● 新中学1年生は、令和4年2月1日時点で令和3年度就学援助を受給中の人の申請・問合せ 新小学1年生は令和4年1月に送付する「就学通知」に同封している申請用紙に必要事項を記入し、郵送または持参で学校教育課へ

コンビニ交付サービス

メンテナンスに伴う

サービスの一時停止

メンテナンスのため、交付サービスを一時停止します。ご理解ご協力をお願いします。

停止期間 11月18日(木)

停止内容 午後5時30分〜終日

戸籍全部事項・個人事項証明書、戸籍の附票の写し

問合せ 市民課

【お詫びと訂正】

広報いずみさの10月号10ページに掲載した「第16回泉佐野観光ボランティア養成講座」の定員に間違いがありました。お詫びして左記のとおり訂正いたします。

(誤) 定員20人(先着順)

(正) 定員10人(先着順)

問合せ まちの活性課(☎469・3131)

税

問合先 税務課

**家屋を取り壊したときは
忘れずに届出を！**

家屋の一部、または全部を取り壊した所有者は、今年中に滅失の届出をしてください。

届出をしないと、引き続き固定資産税・都市計画税が課税され、ご迷惑をかける場合がありますので、必ず届出をしてください。

入湯税って何ですか？

本市では一定の成分を含有している温泉「鉱泉浴場」への入湯に対し入湯税を課税しています。（井戸水や水道水を沸かしている銭湯などは対象外）

鉱泉浴場の経営者が徴収し、市に納入することとなります。

納められた入湯税は、観光振興などのイベントの助成や環境衛生施設の整備のために使われます。

税額

●宿泊：1泊150円

●日帰り：1日75円

※年齢が12歳未満の人は、課税が免除されます。
◆令和2年度入湯税収入額
7,136千円

入湯税の使いみち

令和2年度は、観光振興業、施設組合負担金事業に、それぞれ充当しました。

事業名	事業費 (万円)	充当額 (万円)
観光振興事業	6,298	714
施設組合負担金事業	112,677	
合計	118,975	714

個人事業税【第2期分】の 納期限は11月30日(火)です

第2期分の納付書は、第1期分の納付書に同封しています。年間の税額が1万円以下の場合、第2期分の納付書はありません。

口座振替をご利用の場合、納付書はお送りしていません。納付書を破損・紛失された場合は、府税事務所へ問い合わせてください。

納付場所・納付方法

- 府税事務所
- 府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関
- コンビニエンスストア
- Pay-easy（府税の収納を扱う金融機関（ゆうちょ銀行除く）の対応方法により納付が可能）
- au PAY（請求書支払い）
- PayB
- PayPay請求書払い
- LINEPay請求書支払い
- 楽天銀行コンビニ支払サービス

※納期限日にご指定口座から自動引き落としされる口座振替制度も利用してください。詳しくは問い合わせてください。

また、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響などにより、納付が困難である場合には納付を猶予する制度があります。納付が困難な人は、早めに管轄の各府税事務所に相談してください。

国民年金

「社会保険料 (国民年金保険料) 控除証明書」が発行

年末調整・確定申告まで
大切に保管を！

国民年金保険料は、所得税および住民税の申告において全額が社会保険料控除の対象となります。その年の1月1日～12月31日までに納付した保険料が対象です。（過去の年度分や追納保険料も含まれます。）

また、令和3年10月1日から12月31日までの間に今年はじめに国民年金保険料を納付した人は、翌年の2月上旬に送付する予定です。

問合先

●貝塚年金事務所（☎431・1122）

●ねんきん加入者ダイヤル
0570・003・004（ナビダイヤル）

※050から始まる電話でかける場合は☎03・6630・2525



また、家族の国民年金保険料を支払っている場合、その保険料も合わせて控除が受けられます。この社会保険料控除を受けするためには、納付したことを証明する書類の添付が義務付けられています。



税務署からのお知らせ

問合せ先 泉佐野税務署
☎462・3471

年末調整に関する

各種情報

デジタル技術を駆使した提供体制(動画配信を中心とした「いつでも」「どこからでも」必要な情報を得られるような体制)へ移行するため、これまで税務署主催で実施していた年末調整説明会については、令和3年以降は実施しないこととなりました。なお、年末調整で必要な諸用紙は、国税庁ホームページなどから入手可能です。

また、諸用紙をパソコンやスマートフォンで作成できる「年末調整控除申告書作成用ソフトウェア」も併せて活用してください。

所得税および復興特別所得税の
予定納税(第2期分)

前年分の所得金額や税額などを基に計算した予定納税基準額が15万円以上となる場合には、原則、この予定納税基準額の3分の1相当額を「予定納税」として11月(第2期分)に納めることとなっています。

予定納税が必要な人には6月中旬に税務署から「令和3年分所得税及び復興特別所得税の予定納税額の通知書」を送付しています。この通知書に記載された第2期分の金額が納税する額です。納期限は11月30日(火)までとなっています。金融機関の窓口などで納付してください。振替納税をご利用の人は、納期限に指定の金融機関の預貯金口座から自動的に引き落とされま

す。納期限前日までに預貯金残高をご確認ください。廃業、休業または業況不振などの理由により、第2期分の予定納税の減額申請をする場合は、11月1日(月)～15日(月)までに「予定納税額の減額申請書」に必要事項を記載した上、所轄税務署に提出してください。

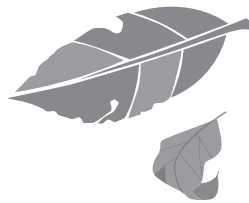
消費税の届出は

お済みですか?

個人事業者の人で令和2年分(基準期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合や令和3年1月1日～令和3年6月30日までの期間(特定期間)の課税売上高が1,000万円を超えている場合には、令和4年分は消費税の課税事業者に該当

当します。令和4年分から新たに課税事業者となる場合には、納税地の所轄税務署長に「消費税課税事業者届出書(基準期間用)」または「消費税課税事業者届出書(特定期間用)」を提出する必要があります。

なお、特定期間における1,000万円の判定は、課税売上高に代えて、給与等支払額の合計額によることもできます。



11月11日～17日は
「税を考える週間」です

今年のテーマは、「くらしを支える税」です。

国税庁ホームページによる広報、SNSを利用した広報、講演会の実施や関係民間団体等との連携、社会保障・税番号制度、ICTを利用した申告・手続などに対する取組を実施しています。

詳しくは、国税庁ホームページ内の国税庁の取組紹介をご覧ください。

後期高齢者医療制度
問合せ先
●大阪府後期高齢者医療
広域連合 給付課(☎06・
4790・2031)
●国保年金課

柔道整復、はり、きゅう、
あん摩・マッサージ

健康保険で受けられるケースは限られています。正しく理解し、適切な受診をすることで医療費の適正化にもつながりますので、ご協力をお願いします。

■整骨院・接骨院で柔道整復師
の施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

骨折、脱臼、打撲、捻挫など(肉ばなれ含む)※骨折、脱臼は、応急手当の場合を除き、あらかじめ医師の同意が必要です。

【施術を受けるときの注意】

●単なる肩こり、筋肉疲労などに対する施術は保険の対象にならず、全額自己負担になります。

●柔道整復師が患者に代わって保険請求を行うことが認められているため、自己負担を支払うことで施術を受けることができます。施術を受けたときには、「療養費支給申請書」の施術箇所や回数を確認し、署名または

押印してください。

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療中は、施術を受けても保険などの対象になりません。

■医師が必要と認めた、はり、きゅう、あん摩・マッサージの施術を受けるとき

【健康保険が使える場合】

●はり、きゅう：神経痛、リウマチ、頸腕(けいわん)症候群、五十肩、腰痛症、頸椎(けいつい)捻挫後遺症、その他慢性的な疼痛を主症とする疾患

●あん摩・マッサージ：筋麻痺、関節拘縮などで医療上マッサージを必要とする症例

【施術を受けるときの注意】

●保険の適用には、あらかじめ医師の発行した同意書または診断書が必要です。

●単に疲労回復や慰安を目的としたものや、疾病予防のためのマッサージなどは保険の対象とならず、全額自己負担となります。

●保険医療機関(病院、診療所など)で同じ対象疾患の治療中は、はり、きゅう施術を受けても保険の対象にはなりません。

柔道整復などの施術を受けたときは、医療費控除の対象となりますので、必ず領収書を受け取りましょう。